

大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日	時	令和5年3月3日（金）午前10時00分～午前10時51分										
②	会	場	大洲市役所 2階大ホール										
③	出	席	委	員									
1		2	吉岡	きみ子	3		4	藤田	秀美				
5	西岡	輝治	6	台越	正洋	7	菊池	啓二	8	森岡	芳文		
9	菊地	正夫	10	幸野	登吉	11	上田	健二	12	川本	由紀美		
13	矢野	正祥	14	山首	憲市	15	大野	定徳	16	形山	康浩		
17	高岡	利典	18	山中	千鶴	19	池田	雄一	20	森永	茂史		
21	橋本	英司	22	都築	孝壽	23	武内	誠	24	池浦	萬里子		
25	津田	勇	26	田中	賢寿	27	永沼	寛	28	日野	修次		
29	大本	昭裕	30	武知	由美子	31	上満	啓司	32	中本	祐市		
33			34	久保	壽男	35	堀内	保宏	36	往見	康範		
37	菊地	久美子	38	有友	章治	39	請田	竹男					
④	欠	席	委	員	1	池田	幸二	3	長岡	誠一	33	坂	幹幸
⑤	遅	刻	委	員									
⑥	事	務	局	久保事務局長		菊地係長（農地）		松田係長（農政）					
				菊地主査（農地）									
⑦	農	林	水	産	課	菊池課長		竹田課長補佐		大田主事			
⑧	会	議	の	内	容	議案第14号	農地法第3条の規定による許可申請について						
						議案第15号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について						
						議案第16号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について						
						議案第17号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告						
							について						
						議案第18号	非農地証明について						
						議案第19号	農業振興地域整備計画の変更について						
						議案第20号	納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明						
							について						
						議案第21号	農用地利用集積計画の決定について						
						議案第22号	下限面積（別段の面積）の廃止について						
						議案第23号	大洲市農業委員会内規の一部改正について						
						議案第24号	大洲市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関す						
							る指針」について						

事務局（局長）

只今から、令和5年第3回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。
開会に当たり、幸野会長にご挨拶をお願いいたします。

会 長

（会長挨拶）

事務局（局長）

只今から、議案審議に移ります。会議規則第3条により、幸野会長に議長をお願いいたします。

議 長（会長）

これより本日の会議を開きます。
出席委員は農業委員農業委員19名中17名、推進委員20名中19名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。
本日、1番 池田幸二委員、3番 長岡誠一委員、33番 坂幹幸委員より欠席の報告を受けております。
本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。
まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員に、7番 菊池啓二委員と8番 森岡芳文委員を指名いたします。
次に、日程第2 書記の指名を行います。
本日の会議の書記に、事務局の菊地主査を指名いたします。
それでは、日程第3 議案審議に入ります。
まず、議案第14号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局（農地係長）

議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。
議案書1ページをご覧ください。
1番、五郎の土地、田3筆1, 751㎡、及び畑9筆4, 687㎡は、売買による所有権移転です。
所有権移転後は、水稻や野菜等を栽培します。
農業は、譲受人が年間を通して従事します。
2番、新谷の土地、田1筆959㎡、売買による所有権移転です。
所有権移転後は、引き続き水稻を栽培します。
農業は、譲受人が年間を通して従事します。
3番、長浜町下須戒の土地、畑2筆596㎡も、売買による所有権移転です。
所有権移転後は、果樹の栽培を計画しています。
農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。
4番、白滝の土地、樹園地7筆5, 261㎡は、売買による所有権の移転です。
所有権移転後は、果樹を栽培します。
農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。
5番、河辺町三嶋の土地、田11筆2, 519㎡、畑2筆1, 191㎡、及び樹園地2筆416㎡は、贈与による所有権移転となります。
所有権移転後は、引き続き水稻や果樹等を栽培します。
農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。
以上、5件です。ご審議をよろしくお願いします。

議 長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1 番。

4 番

1 番案件について、ご説明いたします。

議案説明資料は2 ページをご覧ください。

1 番案件は、譲渡人である相続財産管理人が管理する農地を、売買にて所有権移転をするもので、申請地は、大洲市肱北公民館五郎分館の周囲約500mに点在する農地です。

農業は、譲受人が年間を通じて従事をするものであり、問題はないものと考えます。

申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長（会長）

2 番。

19 番

2 番案件について、ご説明いたします。

議案説明資料は3 ページを参考にしてください。

申請地は、大洲福祉会館の西約250mにある農地で、これまでは当事者間同士で賃貸借契約をしておりましたが、今回売買による取得となったものであり、現在も良好に管理されております。

譲受人は、年間を通じて農業に従事しており、所有権移転後の管理に問題はないものと思われま。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長（会長）

3 番。

28 番

3 番案件について、ご説明いたします。

議案説明資料の4 ページも参考にしてください。

3 番案件は、売買による所有権移転で、申請地は、下平コミュニティセンターの北東約100mに位置する農地2筆になります。

譲受人は、家族で年間を通じて農業に従事しており、これまでの農業経験を活かし柑橘を栽培する計画となっております。

申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことから、特に問題はないものと思われま。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長（会長）

4 番。

30 番

4 番案件について、ご説明いたします。

議案説明資料は5 ページを参考にしてください。

4 番案件の申請地は、加世集会所から北西に約100mのところにある、空き家バンク制度へ登録されていた、譲渡人が所有する物件と付近

の農地を取得するもので、このうちの1筆は、後ほど5条案件の申請地になります。

申請によると、譲受人は、これまで幼少期から実家で農業を手伝う程度の経験はあるが、近くに住む両親に農業に教わりながら夫婦で従事をする意向で、新規営農計画書も提出されており、今後の耕作状況を見守っていくこととします。

その他調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありませんでした。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

5番。

39番

5番案件について、ご説明いたします。

議案説明資料は6ページを参考にしてください。

5番案件は、母から子への贈与になります。

申請地は、帯江橋の近くに点在する農地で、現在も良好に管理されております。

譲受人は、夫婦で農業に従事をしており、所有権移転の管理に問題はないものと思われま。

その他、申請書類の内容や現地調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第15号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（農政係長）

失礼いたします。

議案第15号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書2ページ並びに別紙「議案説明資料」の7ページから9ページを併せてご覧ください。

1番、柴の土地1筆です。申請地は傾斜地で、申請人は高齢のため農地として利用することが困難になったため、桧を植林し、山林として管理したいとの申請であります。

申請地は、別紙議案説明資料8ページの位置見取図において赤色の箇

所となっており、大洲市白滝連絡所から南西に約1.5kmのところに位置し、付近には公共施設等がなく、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙「議案説明資料」7ページをご確認ください。

以上、1件です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

31番

1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

議案説明資料の7ページから9ページをお開きください。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、植林を目的とされており、問題ないと考えます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、申請地は、山林に囲まれた農地で、申請人は耕作の継続が困難で、他に借り受ける者もないことなどから、山林として管理をしようとするものであり、問題はないものと思われま。

第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地は、周囲を山林で囲まれており、周辺土地も自己所有地であり、各項目につきましても適当と思われることから問題はないものと考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第16号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（農政係長）

議案第16号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書3ページから4ページ、並びに別紙「議案説明資料」10ページから26ページまでを、併せてご覧ください。

1番、東若宮の土地、330㎡の案件は、譲受人世帯は、現在借家で居住しているが、子供の成長に伴い手狭で不便なため、申請地を取得して、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北東に約3.5kmのところに位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（準工業地域）内に

ある農地であることから、第3種農地と判断しております。

したがって、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

2番、菅田町大竹の土地、21筆合計11,812㎡の案件は、譲受人の会社の一部が、肱川築堤事業の起業範囲となり、移転する必要があるため、申請地を取得して、新たに工場等を建築しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から東南東に約2.2km～2.3kmの範囲内に位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくなく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

したがって、立地基準の代替性と一般基準について、ご審議をお願いいたします。

なお、本件につきましては転用面積が3,000㎡を超えるため、今月28日開催予定の、常設審議委員会においてご審議いただく予定です。

3番、新谷の土地、321㎡の案件は、譲受人世帯は、現在親と同居しているが、狭くて不便なため、申請地を借り受けて、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北東に約4.8kmのところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくなく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

したがって、立地基準の代替性と一般基準について、ご審議をお願いいたします。

4番、新谷の土地、2筆合計341.56㎡の案件は、譲受人世帯は、現在借家で居住しているが、子供の成長に伴い手狭で不便なため、申請地を取得して、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北東に約5.9kmのところに位置し、300m以内にJR新谷駅が存する区域内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。

したがって、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

5番、白滝の土地、94㎡の案件は、申請地を取得して、自家用及び来客者用の露天駐車場にしようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北北西に約9.4kmのところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくなく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

したがって、立地基準の代替性と一般基準について、ご審議をお願いいたします。

以上、5件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

2番

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の10ページから13ページを、参考にしてください。

申請地は、11ページの位置図のとおり、大洲市図書館から北へ約300mに位置する農地になります。

まず、立地基準については、事務局説明のとおり第3種農地であり、特に問題ないものと思われま。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第、借入金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われま。

す。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、12ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われます。

よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

2番。

13番

それでは、2番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の14ページから16ページを参考にしてください。

申請地は、15ページの位置図のとおり、自動車道宇和島方面登り口から、南西へ約700mから800mの範囲に位置する農地になります。

まず、立地基準については報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第、自己資金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、16ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接及び、中に農地がありますが、農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われます。

よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

3番。

18番

それでは、3番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の17ページから19ページを参考にしてください。

申請地は、18ページの位置図のとおり、大洲市新谷小学校から西へ約1.6kmに位置する農地になります。

まず、立地基準については、報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第、自己資金及び借入金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、19ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われます。

よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

4番。

19番

それでは、4番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の20ページから23ページを、参考にしてください。

申請地は、21ページの位置図のとおり、大洲市新谷公民館から南へ

約400mに位置する農地になります。

まず、立地基準については、事務局説明のとおり第3種農地であり、特に問題ないものと思われます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第、自己資金及び借入金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、22ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われます。

よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

5番。

30番

それでは、5番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の24ページから26ページを、参考にしてください。

申請地は25ページの位置図のとおり、JR伊予白滝駅から北西へ約1.5kmに位置する農地になります。

まず、立地基準については、報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第、自己資金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、26ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われます。

よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特に、ご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は、申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第17号『農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（農地係長）

議案第17号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人について」をご説明します。

議案書4ページをご覧ください。

	当議案では、前年度の事業状況報告がありました「〇〇〇〇」について、農地所有適格法人の要件具備に関するご審議をお願いするものです。 まず、要件の適否を判断する上で確認が必要となる事項を、前のスライドに表示しておりますので、併せて確認をお願いします。 1番、〇〇〇〇は、主にブルーベリー及び水稻の栽培をしており、関連事業として水稻の作業受託も行っています。 ①「法人の組織」は、株式会社です。 ②「事業の限定」は、生産する農畜産物及びその関連する事業等のすべてが農業による売上であります。 ③の「構成員の資格」は、構成員6名の内1名が農地提供者、2名が農業常時従事者、2名が農作業委託者であり、有している議決権40口の過半数以上が構成員の議決権であり、問題ありません。 ④の「経営責任者の要件」は、執行役員6名の内3名が農業常時従事者であり、かつ年間60日以上農作業に3名が従事しております。 以上のとおり、報告書等を確認しましたところ、議案書のとおり、農地所有適格法人の要件を備えているものと思われます。 ご審議をお願いします。
議 長（会長）	只今、事務局より説明がありましたが、何か、ご質疑はありませんか。
委 員	（質疑なし）
議 長（会長）	特にご質疑もないようですので、報告書の内容については、承認することに、ご異議ありませんか。
委 員	（異議なし）
議 長（会長）	ご異議ないものと認め、報告書については、承認することに決定いたしました。 次に、議案第18号『非農地証明について』を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局（農政係長）	失礼いたします。 議案第18号「非農地証明について」ご説明申し上げます。 議案書6ページ、並びに別紙「議案説明資料」27ページから29ページまでを、併せてご覧ください。 1番、野佐来の土地、10筆合計32,692㎡の案件は、自然潰廃（20年以上耕作放棄）し復旧が著しく困難ということで、申請があったものでございます。 申出によりますと、申請地は平成10年頃までは農地として利用していたが、それ以降は耕作を中断したまま現在に至っているとのことで、現在は雑木等も生えており、農地への復旧が著しく困難な状態になったとのことでございます。 以上、1件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。
9番	それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

	議案説明資料の２７ページから２９ページを、参考にしてください。 申請地は、２８ページの位置見取図のとおり、大洲市南久米連絡所から南へ約３．０kmに位置する農地になります。 申請によりますと、申請地は、平成１０年頃までは農地として利用していたが、それ以降は耕作を中断したまま、現在に至っており、農地への復旧は著しく困難との申出です。 申請者の申立て及び現地調査による土地の荒廃状況から、耕作放棄から２０年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と思われます。 よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長（会長）	地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委 員	（質疑なし）
議 長（会長）	特に、ご質疑もないようですので、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することに、ご異議ありませんか。
委 員	（異議なし）
議 長（会長）	ご異議ないものと認め、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することに決定いたしました。 次に、議案第１９号『農業振興地域整備計画の変更について』を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局（農政係長）	失礼いたします。 議案第１９号「農業振興地域整備計画の変更について」をご説明いたします。 議案書７ページ並びに別紙「議案説明資料」の３０ページから３７ページまでを、併せてご覧ください。 今回は、農用地区域からの除外１件及び用途区分の変更１件でございます。 始めに、農用地区域除外関係です。 １番、平野町平地の土地、３筆合計３，９０４㎡の案件は、申請地で栗を栽培していたが、八幡浜市に移住したため遠距離となったこと、また、高齢となり後継者もないことから耕作の継続が困難となったことから、今後は植林し、山林として管理するため、除外の申出があったものです。 申出地は、農用地区域の端部に位置し、周辺の農地への影響はないものと考えられることから、除外の計画変更をしようとするものでございます。 除外後の農地区分は、付近には公共施設等もなく、また、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから、第２種農地と判断しております。 以上１件、３筆合計３，９０４㎡となっております。 次に、用途区分の変更関係です。

1 番、豊茂の土地、1 筆 5 3 m²の案件は、申請人は申請地及び隣接する宅地に農業用倉庫（乾燥場）を設置し、営農の効率化を図るため、用途区分変更の申出があったものです。

申請地は、農振農用地の端部に位置し、三方を宅地に囲まれていること及び隣接土地所有者から同意も得ていることから、農地から農業用施設用地への用途区分の変更の計画変更をしようとするものでございます。

以上 1 件、1 筆 5 3 m²となっております。ご審議のほど、お願いいたします。

議 長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。

7 番

農用地区域の除外の 1 番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

議案説明資料の 3 0 ページから 3 2 ページをご覧ください。

まず、立地基準である「代替性要件」につきましては、今回の除外は植林を目的とされており、問題ないものと考えます。

次に、一般基準である「転用の確実性」につきましては、申出者は耕作の継続が困難で、他に借り受ける者もないことなどから、山林として管理をしようとするものであり、問題はないものと思われま

す。なお、既に平野町平地〇〇〇〇番と同〇〇〇〇番の一部には植林をされており、違反転用になっていることから、始末書を提出いただいております。

また、「周辺農地等への影響」につきましては、申請地は周囲を山林に囲まれており、各項目につきまして適当と思われることから、問題ないと考えます。

よって、本件は、農地法第 4 条第 2 項の各号には該当しておらず、転用許可相当として、農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外についてはやむを得ないものと思われま

す。ご審議の程、よろしくお願いします。

議 長（会長）

次に、用途区分変更の報告をお願いします。

2 9 番

用途区分の変更の 1 番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

議案説明資料の 3 3 ページから 3 7 ページをご覧ください。

まず、農業用施設の必要性についてですが、地区に米の乾燥場が少なくなつたため、申請人が乾燥機を購入し、農業用倉庫に設置することで、豊茂地区の農業の効率を図るために申請地の用途区分を変更するものであり、問題ないと思われま

す。次に、一般基準である「転用の確実性」につきましては、自己資金により、工事に着手するとのことであり、問題ないものと思われま

す。また、「周辺農地等への影響」につきましては、申請地は農振農用地の端部に位置し、三方向を宅地に囲まれており、隣接土地所有者の同意も得ていることから、問題ないと考えま

す。よって、本件は、農業用施設の設置に合理的な理由が認められ、農地転用の一般基準にも適合していると思われることから、農業振興地域整備計画の用途区分変更についてはやむを得ないものと考えま

す。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長（会長）	地元委員さんからの報告がありました、何かご質疑はありませんか。
委 員	（質疑なし）
議 長（会長）	特にご質疑もないようですので、原案のとおり農用地区域から「除外」及び「用途区分変更」することに、ご異議ありませんか。
委 員	（異議なし）
議 長（会長）	ご異議ないものと認め、本件は原案のとおり認めることにいたします。 次に、議案第 20 号『納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について』を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局（農政係長）	議案第 20 号「納税猶予に係る引き続き農業を行っている旨の証明について」、ご説明します。 租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項又は第 70 条の 6 第 1 項の規定に基づき、贈与税又は相続税の納税猶予の適用の特例を受けている者が、その特例の適用を継続して受けるために、3 年ごとに税務署に相続税の納税猶予の継続届出書を提出する必要がある、その添付書類として、農業を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書を提出する必要があります。 この議案は、申請者が引き続き農業経営を行っていることを証明することについて、ご審議いただくものです。 1 番は、肱川町大谷の申請人です。 申請農地は、肱川町大谷にあります 20 筆で、合計 15, 265 m²になります。 納税猶予の種類は贈与税となっており、贈与日は平成 7 年 12 月 11 日となっております。 対象の農地につきましては、一部の農地が農地でなくなっているため、申請人に税務署との協議をしていただく必要がありますが、それ以外の農地は耕作管理されておりました。 2 番は、肱川町予子林の申請人です。 申請農地は、肱川町予子林にあります 18 筆で、合計 21, 374 m²になります。 納税猶予の種類は贈与税となっており、贈与日は平成 7 年 11 月 15 日となっております。 対象の農地につきましては、一部の農地が農地でなくなっているため、申請人に税務署との協議をしていただく必要がありますが、それ以外の農地は耕作管理されておりました。 以上、2 件です。ご審議よろしくお願いします。
議 長（会長）	只今、事務局より説明がありました、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1 番。
34 番	それでは、1 番案件の調査結果をご報告いたします。 議案説明資料の 38 ページを、参考にしてください。 申請地は、38 ページの位置見取図のとおり、大洲市大谷自治センタ

	一を基準とし、約400mから640m以内に点在する農地20筆になります。 申請人は、水稻、柚子及び栗を主体とした農業をしております。 2月20日に事務局担当者と現地確認を行い、20筆の内、4筆で稲作を、5筆で柚子を、2筆で栗を、3筆で露地野菜などを栽培されていることを確認しております。また、5筆は、農地として保全管理をされていましたが、1筆については、地元集会所の一部となっていました。 しかし、ほとんどの農地を利用し、農業経営を行っていることから、この証明書の交付については問題ないと考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長（会長）	2番。
35番	それでは、2番案件の調査結果をご報告いたします。 議案説明資料の39ページを、参考にしてください。 申請地は、39ページの位置見取図のとおり、大洲市予子林自治センターを基準とし、約300mから850m以内に点在する農地18筆になります。 申請人は、水稻及び栗を主体とした農業をしております。 2月20日に事務局担当者と現地確認を行い、土地18筆の内、1筆で水稻を、8筆で栗を、2筆で露地野菜や椎茸などを栽培されていることを確認しております。また、5筆については保全管理をされていましたが、2筆につきましては、農地の一部が倉庫などとなっております。 しかし、ほとんどの農地を利用し、農業経営を行っていることから、この証明書の交付については問題ないと考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長（会長）	地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委 員	（質疑なし）
議 長（会長）	特に、ご質疑もないようですので、この証明願の土地については、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付することに、ご異議ありませんか。
委 員	（異議なし）
議 長（会長）	ご異議ないものと認め、この証明願の土地については、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付することに決定いたしました。 次に、議案第21号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局（農地係長）	議案第21号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。 議案書の10ページから、ご覧ください。 「新規」案件のみを説明させていただきます。 1番、及び11ページの6番と12ページの7番は、「利用権の設定を受ける者」と同一で、いずれも水稻を栽培するため、賃借権を1番は5年間、6番と7番は6年間設定するものです。

次に13ページの11番も、水稻を栽培するため、賃借権を10年間設定するものです。

14番から15ページの21番までは、中間管理事業を使った貸借で5名の地権者が「えひめ農林漁業振興機構」を通しまして、市内の方へ貸し付けるものです。

内容は野菜と水稻を栽培するため、賃借権を19番は15年、20番は10年、21番は3年間それぞれ設定するものです。

23番は、水稻を栽培するため、賃借権を6年間設定するものです。

24番は、野菜を栽培するため、賃借権を2年間設定するものです。

16ページの26番と28番は、いずれも水稻を栽培するため、賃借権を26番は5年間、28番は10年間設定するものです。

17ページの30番は、野菜を栽培するため、賃借権を3年間設定するものです。

18ページです。

33番は、栗を栽培するため、賃借権を3年間設定するものです。

その他の案件は、「再設定」となりますので、後ほどご確認をお願いします。

以上、利用権設定件・筆数、33件・62筆、利用権設定総面積、73,557㎡。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特に、ご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

次に、議案第22号『下限面積（別段の面積）の廃止について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（農地係長）

議案第22号「下限面積（別段面積）の廃止について」をご説明します。

議案書19ページをご覧ください。

例年設定しております「下限面積（別段の面積）」については、先月の第2回定例総会において、内規の一部改正のところで説明いたしましたが、農地法の一部改正が行われ、農地の取得権利にあたっての下限面積要件を規定する農地法第3条第2項第5号が削除されることとなったため、下限面積（別段の面積）の廃止を本総会に議案上程をするものであります。

なお、施行は令和5年4月1日からとなっており、本日も承認をいただきましたら、速やかに公示し、適用することを申し添えます。

	説明は以上となります。ご審議のほど、お願いします。
議 長（会長）	只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委 員	（質疑なし）
議 長（会長）	特にご質疑もないようですので、これまで決定・告示していた下限面積について、廃止することに、ご異議ありませんか。
委 員	（異議なし）
議 長（会長）	ご異議ないものと認め、これまで決定・告示していた下限面積について、廃止することに決定いたしました。 次に、議案第 2 3 号『大洲市農業委員会内規の一部改正について』を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局（農地係長）	議案第 2 3 号「大洲市農業委員会内規の一部改正について」をご説明します。 議案書の 2 0 ページ、議案説明資料は 4 0 ページから 4 2 ページを、併せてご覧ください。 当委員会の内規については、先月の第 2 回定例総会や先ほどの議案第 2 2 号でご説明いたしましとおおり、繰り返しになりますが、農地法第 3 条に係る内規の規定のうち、下限面積要件と空き家に附属した農地を取得する際の制限を廃止することとなったため、議案のとおり、本内規の一部改正を上程するものであります。 なお、本改正の施行期日は、農地法の一部改正が適用開始となる、令和 5 年 4 月 1 日からを予定しております。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長（会長）	只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委 員	（質疑なし）
議 長（会長）	特にご質疑もないようですので、説明のあった内規を一部改正することに、ご異議ありませんか。
委 員	（異議なし）
議 長（会長）	ご異議ないものと認め、大洲市農業委員会内規を一部改正することに決定いたしました。 次に、議案第 2 4 号『農地等の利用の最適化の推進に関する指針について』を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局（農地係長）	失礼いたします。 議案第 2 4 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、ご説明申し上げます。 議案書 2 1 ページから 2 5 ページまでをご覧ください。

この指針について、先月２０日まで委員さんのご意見をお待ちしておりましたが、格別ご意見ありませんでしたので、指針（案）を修正せず、このとおり「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」としてよいか、ご審議のほどお願いいたします。

議 長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委 員

（質疑なし）

議 長（会長）

特に、ご質疑もないようですので、この指針については、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

委 員

（異議なし）

議 長（会長）

ご異議ないものと認め、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で、本日の定例総会に提案しました議案の全ての審議が終了いたしましたので、議事を閉じることにいたします。